

防衛特別法人税に関する政令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

(外国税額の控除限度額の計算)

第三条 法第十六条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の当該課税事業年度の課税標準法人税額につき法第十四条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額(当該課税事業年度の基準法人税額(法第十条第一号に定める基準法人税額をいう。以下この項及び第五項において同じ。))のうち租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条の十四第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十七条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは第四項又は第三章第五節若しくは第五節の二の規定(以下この項において「税額加算規定」という。))により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額(当該基準法人税額のうち法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該税額加算規定により加算された金額及び同項の規定により加算された金額の合計額を控除した金額に当該課税事業年度の法第十三条第二号イに掲げる金額が当該課税事業年度の同号イに規定する加算前基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額)を課税標準法人税額として法第十四条第一項の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額)から、法人税法第六十七条第一項の規定及び税額加算規定の適用がないものとして次に掲げる規定(第五項において「税額控除規定」という。))を適用した場合に法第十七条第一項並びに第十八条第一項及び第二項の規定により控除をされるべき金額の合計額を控除した金額に、当該課税事業年度に係る法人税法施行令第四百四十二条第二項から第五項までの規定を適用して計算した同条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

- 一 法第五条の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第六十九条の二第一項及び地方税法(平成二十六年法律第十一号)第十二条の二第一項並びに法第十七条第一項

改 正 前

(外国税額の控除限度額の計算)

第三条 法第十六条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の当該課税事業年度の課税標準法人税額につき法第十四条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額(当該課税事業年度の基準法人税額(法第十条第一号に定める基準法人税額をいう。以下この項及び第五項において同じ。))のうち租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条の十四第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十七条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは第四項又は第三章第五節若しくは第五節の二の規定(以下この項において「税額加算規定」という。))により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額(当該基準法人税額のうち法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該税額加算規定により加算された金額及び同項の規定により加算された金額の合計額)を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として法第十四条第一項の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額)から、法人税法第六十七条第一項の規定及び税額加算規定の適用がないものとして次に掲げる規定(第五項において「税額控除規定」という。))を適用した場合に法第十七条第一項並びに第十八条第一項及び第二項の規定により控除をされるべき金額の合計額を控除した金額に、当該課税事業年度に係る法人税法施行令第四百四十二条第二項から第五項までの規定を適用して計算した同条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

- 一 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第十七号。次号及び次項において「復興財確法」という。))第三十三条第一項の規定により読み

二 法第五條の三十一第一項及び第四十三條第一項並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六條の七第四項及び第十項並びに第六十六條の九の三第三項及び第九項並びに法第十八條第一項及び第二項

2 法第十六條第二項に規定する政令で定める金額は、同項の恒久的施設を有する外国法人の当該課税事業年度の法第十條第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第四百四十四條から第四百四十四條の二の三まで並びに租税特別措置法第四十二條の十二の六第六項及び第七項の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）に当該課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として法第十四條の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額（当該課税事業年度の当該法人税の額のうち租税特別措置法第三章第五節又は第五節の二の規定（以下この項において「税額加算規定」という。）により加算された金額がある場合には、当該法人税の額から当該加算された金額を控除した金額に当該割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として同條の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額）から、税額加算規定の適用がないものとして法第五條の三十一第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第四百四十四條の二の二第一項及び地方法人税法第十二條の二第二項並びに法第十七條第二項の規定を適用した場合に同項の規定により控除をされるべき金額を控除した金額（次項において「防衛特別法人税額」という。）とする。

### 3・4 省 略

5 前項に規定する調整前控除限度額とは、次に掲げる金額の合計額に当該通算課税事業年度に係る法人税法施行令第四百四十八條第三項から第八項までの規定を適用して計算した同條第二項に規定する割合を乗じて計算した金額（次項において「調整前控除限度額」という。）をいう。

一 前項の通算法人の当該通算課税事業年度の課税標準法人税額につき法

替えて適用される法人税法第六十九條の二第一項及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二條の二第一項並びに法第十七條第一項二 法第四十三條第一項及び復興財確法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六條の七第四項及び第十項並びに第六十六條の九の三第三項及び第九項並びに法第十八條第一項及び第二項

2 法第十六條第二項に規定する政令で定める金額は、同項の恒久的施設を有する外国法人の当該課税事業年度の法第十條第二号イ(1)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第四百四十四條から第四百四十四條の二の三まで並びに租税特別措置法第四十二條の十二の六第六項及び第七項の規定を除く。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）に当該課税事業年度の課税標準法人税額が当該課税事業年度の同号に定める基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として法第十四條の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額（当該課税事業年度の当該法人税の額のうち租税特別措置法第三章第五節又は第五節の二の規定（以下この項において「税額加算規定」という。）により加算された金額がある場合には、当該法人税の額から当該加算された金額を控除した金額に当該割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として同條の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額）から、税額加算規定の適用がないものとして復興財確法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第四百四十四條の二の二第一項及び地方法人税法第十二條の二第二項並びに法第十七條第二項の規定を適用した場合に同項の規定により控除をされるべき金額を控除した金額（次項において「防衛特別法人税額」という。）とする。

### 3・4 同 上

### 5 同 上

一 前項の通算法人の当該通算課税事業年度の課税標準法人税額につき法

第十四条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額（当該通算課税事業年度の基準法人税額のうち租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同法第四十二条の四の二第二項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項又は第三章第五節若しくは第五節の二の規定（以下この項において「税額加算規定」という。）により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額（当該基準法人税額のうち法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該税額加算規定により加算された金額及び同項の規定により加算された金額の合計額を控除した金額に当該通算課税事業年度の法第十三条第二項第二号イに掲げる金額が当該通算課税事業年度の同号イに規定する加算前基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額）を課税標準法人税額として法第十四条第一項の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額）から、法人税法第六十七条第一項の規定及び税額加算規定の適用がないものとして税額控除規定を適用した場合に法第十七条第一項並びに第十八条第一項及び第二項の規定により控除をされるべき金額の合計額を控除した金額

二 前項の通算法人の当該通算課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（次項及び第七項において「他の通算法人」という。）の当該終了の日に終了する課税事業年度（以下この号及び次項において「他の課税事業年度」という。）の課税標準法人税額につき法第十四条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額（当該他の課税事業年度の基準法人税額のうち税額加算規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額（当該基準法人税額のうち法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該税額加算規定により加算された金額及び同項の規定により加算された金額の合計額を控除した金額に当該他の課税

第十四条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額（当該通算課税事業年度の基準法人税額のうち租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同法第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項又は第三章第五節若しくは第五節の二の規定（以下この項において「税額加算規定」という。）により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額（当該基準法人税額のうち法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該税額加算規定により加算された金額及び同項の規定により加算された金額の合計額）を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として法第十四条第一項の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額）から、法人税法第六十七条第一項の規定及び税額加算規定の適用がないものとして税額控除規定を適用した場合に法第十七条第一項並びに第十八条第一項及び第二項の規定により控除をされるべき金額の合計額を控除した金額

二 前項の通算法人の当該通算課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（次項及び第七項において「他の通算法人」という。）の当該終了の日に終了する課税事業年度（以下この号及び次項において「他の課税事業年度」という。）の課税標準法人税額につき法第十四条の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額（当該他の課税事業年度の基準法人税額のうち税額加算規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額（当該基準法人税額のうち法人税法第六十七条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該税額加算規定により加算された金額及び同項の規定により加算された金額の合計額）を控除した金額に当該課税標準法人税額が当該基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として法第十四条第一項の規定

事業年度の法第十三条第二項第二号イに掲げる金額が当該他の課税事業年度の同号イに規定する加算前基準法人税額のうち占める割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として法第十四条第一項の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額から、法人税法第六十七条第一項の規定及び税額加算規定の適用がないものとして税額控除規定を適用した場合に法第十七条第一項並びに第十八条第一項及び第二項の規定により控除をされるべき金額の合計額を控除した金額の合計額

6・7 省 略

(分配時調整外国税相当額の控除)

**第四条** 法第十七条第一項の規定により各課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する金額は、当該課税事業年度における防衛特別所得税に関する政令(令和八年政令第六号)第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法施行令第四百九条第二項各号に定める分配時調整外国税相当額のうち法第十七条第一項に規定する合計額を超える金額とする。

2 法第十七条第二項の規定により各課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する金額は、当該課税事業年度における防衛特別所得税に関する政令第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法施行令第二百一条の二第二項各号に定める分配時調整外国税相当額のうち法第十七条第二項に規定する合計額を超える金額とする。

3 省 略

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う還付特例対象防衛特別法人税額等の範囲)

第十八条 省 略

2 法第三十九条第四項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

- 一 特別清算開始の命令があったこと。
- 二 省 略

三 法第三十九条第四項の適用法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和七年法律第六十七号)第二十八条第一項又は第二十九条の規定に

を適用して計算した防衛特別法人税の額から、法人税法第六十七条第一項の規定及び税額加算規定の適用がないものとして税額控除規定を適用した場合に法第十七条第一項並びに第十八条第一項及び第二項の規定により控除をされるべき金額の合計額を控除した金額の合計額

6・7 同 上

(分配時調整外国税相当額の控除)

**第四条** 法第十七条第一項の規定により各課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する金額は、当該課税事業年度における復興特別所得税に関する政令(平成二十四年政令第十六号)第十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法施行令第四百九条第二項各号に定める分配時調整外国税相当額のうち法第十七条第一項に規定する合計額を超える金額とする。

2 法第十七条第二項の規定により各課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除する金額は、当該課税事業年度における復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法施行令第二百一条の二第二項各号に定める分配時調整外国税相当額のうち法第十七条第二項に規定する合計額を超える金額とする。

3 同 上

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う還付特例対象防衛特別法人税額等の範囲)

第十八条 同 上

2 同 上

- 一 特別清算開始の決定があったこと。
- 二 同 上



租税特別措置法施行令第三十九条の十八第二十三項	省略	省略
租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第八項、地方税法施行令第五十七条の二の三第一号	省略	省略

2

租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号若しくは第七号（これらの規定を同法第四十二条の四の二第二項において準用する場合を含む。第一号及び第二号において同じ。）、第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第十項又は第六十三条第一項の規定の適用がある場合における法第四章第四節の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法第二十一条第一項第一号に規定する防衛特別法人税額は、当該防衛

同上	同上	第四条の九、第九項、第四十条の第十、第五項、第四十一条の十一、第五項及び第五十五条第五項
同上	同上	同令
同上	同上	法人税法施行令

2

租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号若しくは第七号（これらの規定を同法第十八項において準用する場合を含む。第一号及び第二号において同じ。）、第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定の適用がある場合における法第四章第四節の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法第二十一条第一項第一号に規定する防衛特別法人税額は、当該防衛

特別法人税額から当該防衛特別法人税額に係る基準法人税額（法第十条に規定する基準法人税額をいう。以下この項において同じ。）に含まれる租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号口及び第七号、第四十二条の十四第一項及び第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項及び第十項並びに第六十三条第一項の規定（次号及び第三号において「特別税額加算規定」という。）により加算された金額に百分の四を乗じて計算した金額に当該防衛特別法人税額に係る課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を控除した金額とする。

二・三 省略  
356 省略

## 附則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定、第四条の改正規定及び第十九条第一項の改正規定 令和九年一月一日
- 二 第十九条第二項の改正規定（「第九項又は」を「第十項又は」に改める部分に限る。）及び同項第一号の改正規定 令和十年一月一日
- 三 第十八条第二項の改正規定 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

特別法人税額から当該防衛特別法人税額に係る基準法人税額（法第十条に規定する基準法人税額をいう。以下この項において同じ。）に含まれる租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号口及び第七号、第四十二条の十四第一項及び第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項及び第九項並びに第六十三条第一項の規定（次号及び第三号において「特別税額加算規定」という。）により加算された金額に百分の四を乗じて計算した金額に当該防衛特別法人税額に係る課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を控除した金額とする。

二・三 同上  
356 同上